

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定について

(金融機関の経営合理化により借入が減少している中小企業者)

認 定 基 準	提 出 資 料
<p>(1) 経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関と金融取引を行っており、指定を受けた金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10パーセント以上であること</p> <p>(2) 指定を受けた金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること</p> <p>(3) 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 認定申請書 2通2. 共通提出資料(発行日から3ヶ月以内のもの。写しも可)<ol style="list-style-type: none">(1) 法人の場合-商業登記簿謄本 1通 個人の場合-住民票 1通(2) 印鑑証明書 1通3. 直近(*注1)の7号指定金融機関発行の残高証明書・前年同期の7号指定金融機関の残高証明書4. 金融機関からの直近(*注1)の総借入金残高と前年同期の総借入金残高を証明するもの(*注2)5. 直近1期分の決算書(*注3) 個人の場合は確定申告書の写し

※ 7号指定金融機関リストは中小企業庁のホームページをご覧ください。
(http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm)

(*注1) 直近とは、申請日から3ヶ月以内のものをご記入下さい。

(*注2) 証明するものがない場合は、「7号別紙」の様式を使用して下さい。

(*注3) 決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表を提出してください。